

要 旨

主要立法（翻訳・解説）

フランスにおける取締役会等へのクォータ制の導入—ポジティブ・アクションによる職業上の男女平等—

フランスでは、男女共同参画の促進が大きな課題である。これまで、職業面での男女平等政策が様々に実施されてきたが、現在も賃金をはじめとする男女格差は大きい。特に、企業等の管理職に女性の占める割合が少ないことが問題視されている。そこで、2011年に、上場会社等の取締役会及び監査役会にクォータ制を導入する法律が制定された。同法は、取締役会及び監査役会における男女の割合をそれぞれ40%以上とすることを義務づけるものである。本稿では、同法の概要を紹介し、末尾に翻訳を付す。

スウェーデンの新学校法におけるいじめ関係規定

2010年に制定された新学校法は、保育園、学童保育、義務教育、後期中等教育及び成人を対象とした教育活動等まで含め、スウェーデンの学校制度をほぼ包括的に規定する法律である。本稿では、特に、新学校法におけるいじめ対応及び児童・生徒に対する停学等の規律的措置に関する規定並びに行政によるいじめ対策の紹介を行い、新学校法の第1章、第5章及び第6章を訳出する。

ロシアの国防調達制度—国家国防発注法の背景と概要—

近年、ロシアでは軍の装備近代化が進展する一方、軍需産業の生産能力低下、価格操作、汚職といった問題も深刻になっている。また、装備品の調達価格をめぐる国防省と軍需産業との対立も頻発するようになった。

こうした事態への対策として、2013年1月1日より、新たな「国家国防発注法」が施行された。同法では、装備価格に国がガイドラインを設けることや、価格を開発・生産・運用・廃棄までの全プロセスを考慮して決定する等の新たな方式が採用されている。また、政府が事前にコストを明示したにもかかわらず契約条件（納期・価格等）に違反した軍需企業に対しては代金の支払を拒否することや、契約違反の責任者を処罰する等の厳しい規定も盛り込まれた。

韓国における専門職市場の開放—法律事務、会計及び税務—

米韓FTAをはじめとする各国とのFTAの締結により、韓国の法律事務、会計及び税務の各専門職市場が段階的に開放されることとなった。本稿では、これらの動向を整理するとともに、それに伴って整備された韓国の国内法（外国法諮問士法、公認会計士法及び税務士法）のFTA関連条項の概要について紹介する。末尾に外国法諮問士法、公認会計士法及び税務士法の全訳を付す。

中華人民共和国旅行法

経済発展に伴い旅行市場が急拡大している中国で、2013年4月25日、旅行に関する初めての包括的な内容の法律「中華人民共和国旅行法」が公布された。この法律では、日常的に旅行を楽しむようになった国民の消費者としての権利意識の高まりを背景に、旅行者の権利保障に関する規定に特に重点が置かれている。中国政府は、付加価値の高い旅行関連産業を今後の中国経済の持続的成長にとって戦略的に重要な産業と位置付け、この法律によって行政による監督を強化し、旅行市場の健全化と秩序維持を図り、旅行者の利益拡大と旅行関連産業の発展を同時に実現することを目指している。

主要立法（解説）

学校における食物アレルギー対策と緊急時対応—アメリカ各州の立法動向—

米国の子どものうち、食物アレルギーを有するものの割合は増加傾向にある。また、学校における食物等が原因のアナフィラキシーショックの25%は、それまでアレルギーと診断されたことのない生徒に発生しているという報告もある。

米国では教育は基本的には州の所管事項であり、1990年代後半から、学校における食物アレルギーに関する予防と緊急時の対策を州ごとに進めてきた。学校での緊急時のアドレナリン注射薬使用については、ほぼすべての州において処方箋を交付された者への投与を法規により定めている。さらに、この1、2年目立っているのは、学校にアドレナリン注射薬を常備して緊急時に処方箋のない者にも投与できることを定める州法導入の動きである。

ジェンダーの平等に向けたEUの施策—企業の女性役員割合に関する指令案を中心に—

欧州では、近年、企業の幹部に一定以上の女性役員の登用を義務付ける制度の導入が加速している。2011年には、フランス、オランダ、ベルギー等で関連の法律が成立し、各国の動きに促されるように、欧州連合（EU）も、域内全域を対象とした法案の検討に入った。2012年11月、欧州委員会は、域内上場企業の幹部職の非業務執行取締役性に占める女性の割合を、2020年までに40%に引き上げる指令案を採択した。40%は、これまでもEUが掲げた目標値ではあったが、加盟国や各企業の自主的取組みに任せていたため、一部諸国を除いては、実現が困難なものであった。ビジネス分野における女性の登用は、我が国でも安倍首相が唱える成長戦略の一部として注目されるテーマでもあり、指令案をめぐるEUの動きが注目される。

マレーシアの2012年調停法—調停の活性化に向けて—

マレーシアにおいては、マレーシア弁護士会が調停センターを設立して、弁護士による調停を行っているほか、労働、銀行、保険等の各セクターにおいてそれぞれ調停により紛争を解決するためのメカニズムを有している。2012年8月1日に施行された調停法は、多岐にわたる調停の通則を定めるもので、政府機関である法律扶助局による調停などを除き、広く適用される。本稿では、マレーシアにおける調停の現状と2012年調停法の内容について概観する。